

道路橋などの損傷マップの公表について

平成27年2月に公表されました「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」※¹において、情報の見える化を推進する意義として、「国民に社会資本の現状や課題等について知ってもらい、そしてその維持管理・更新について、国民から支持・支援を得るために、徹底して情報の見える化を図る」と示されています。

また、令和2年12月に定められました「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」※²においても、道路橋など※³道路施設の老朽化対策について重点的かつ集中的に対策を講ずることとされています。

つきましては、道路橋などの点検により「早期に修繕等の対策を必要とする施設」の現状・対策状況について、とりまとめたので公表します。

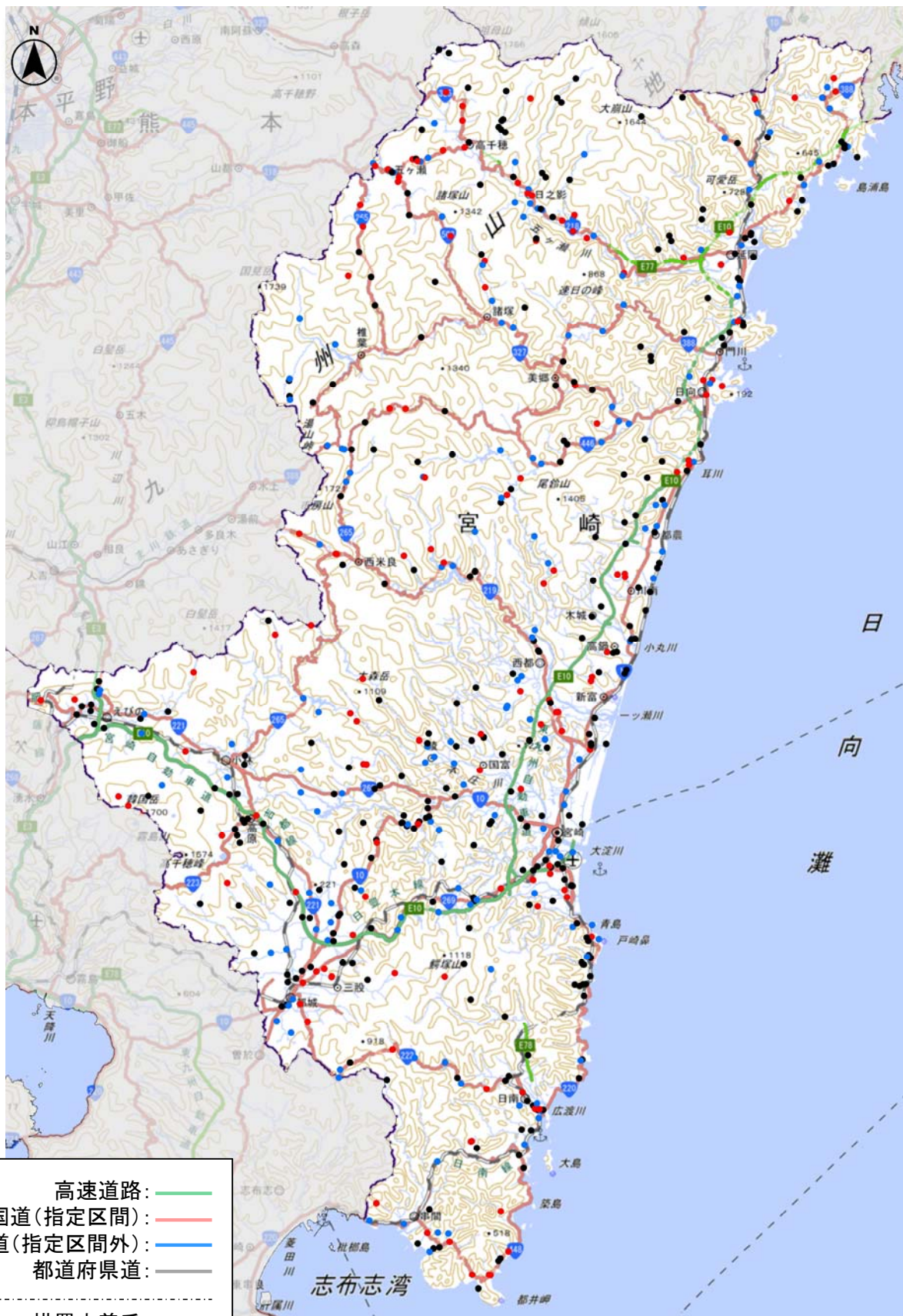
※1 「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」(社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会)

※2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)

※3 道路橋などとは、橋梁、トンネル、道路附属物等(シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等)である

宮崎県内の判定区分Ⅲ・Ⅳ桥梁の位置図

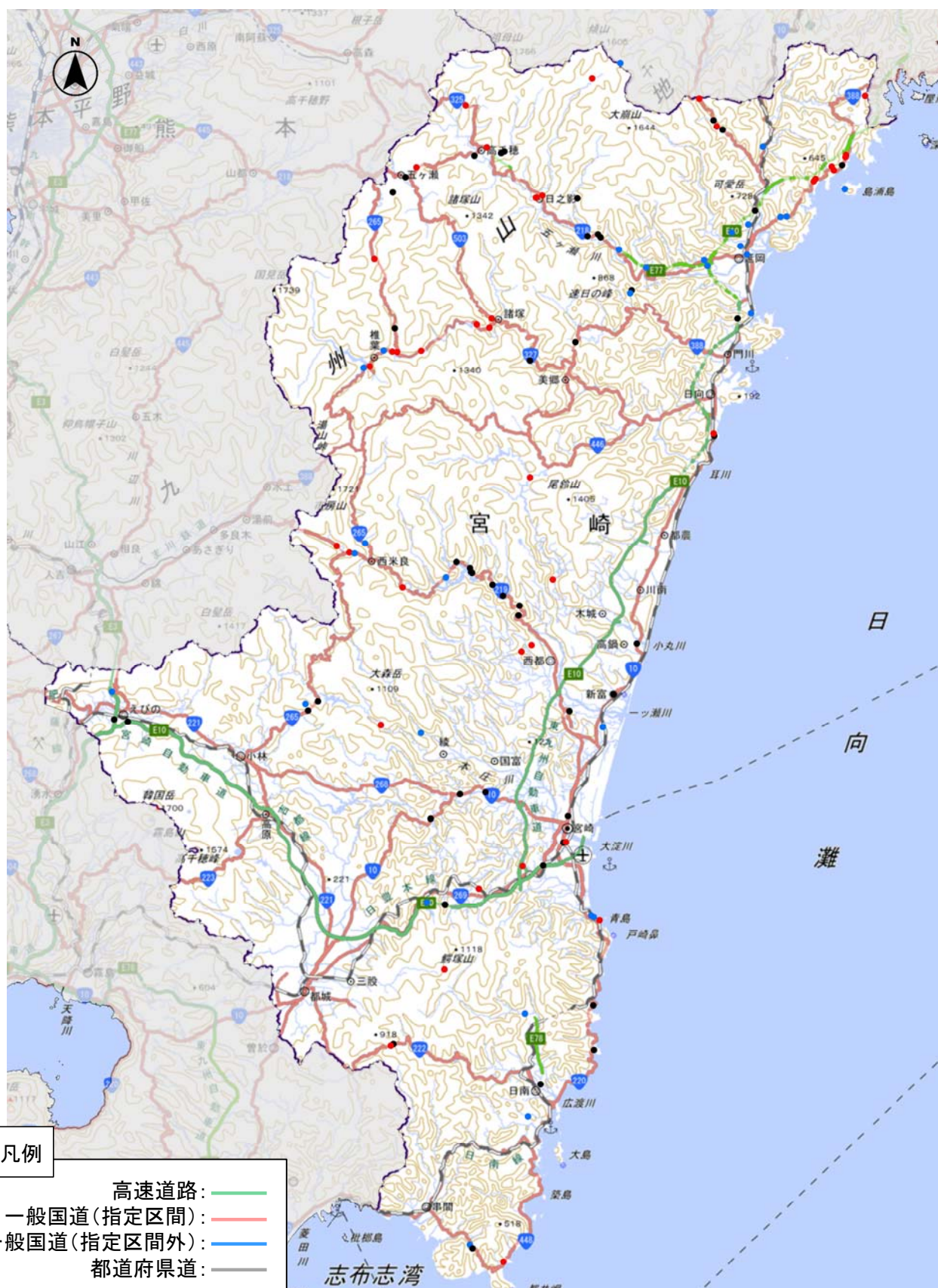
早期に対策を要する施設は593橋あり、これまでに460橋の修繕に着手済み



※全道路管理者(国、高速道路会社、地方公共団体)の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載(2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。)

宮崎県内の判定区分Ⅲ・Ⅳトンネル・道路附属物等の位置図

早期に対策を要する施設は120施設あり、これまでに80施設の修繕に着手済み



※全道路管理者(国、高速道路会社、地方公共団体)の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載(2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。)

※道路附属物等: シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等